

## 専属指導者の養成及び活動について

平成21年 3月14日改正

平成22年 3月12日改正

平成25年 1月17日改正

特定非営利活動法人ナック（NAC）の事業活動に参画する専属指導者の養成及び活動はこの要項による。

### 1 対象者

- (1) 青少年育成や自然体験活動（キャンプ等の野外活動、野外教育を含む）に興味・関心のある大学・専門学校等の学生で、当法人の事業活動に参画できる者
- (2) 上記以外の者で、自然体験活動経験を有し、当法人の趣意に賛同し、事業活動に参画できる者

### 2 研修

応募者に対し、別紙の「養成計画表」に基づき、系統的・段階的な研修を行う。  
なお、委嘱前に行う研修は、必修とする。

### 3 委嘱

- (1) 所定の研修を終了した者は、ナック専属指導者（ナック・リーダー）に委嘱する。  
委嘱は委嘱状の交付をもって行う。
- (2) 委嘱期間は、当該年度の始期からその年度末とする。
- (3) 継続して活動を希望する者については、委嘱期間を更新する。
- (4) 専属指導者として活動することが困難な場合、委嘱を解くことがある。

### 4 活動（実務）

- (1) 専属指導者は、ナックが実施する事業スタッフに起用する。
- (2) 起用された専属指導者は、当法人の担当者の指示に従い、その役割を誠実に実行しなければならない。

### 5 諸費の負担等

- (1) 研修に際しては、交通費の実費を負担する。
- (2) 事業スタッフとして活動（実務）に従事した場合、交通費の実費及び謝金を支払う。  
なお、謝金の額は別に定める。
- (3) 活動に際しては、スポーツ安全保険に加入する。保険料は負担する。
- (4) 活動に必要なユニフォーム等を貸与する。

### 6 資格取得

専属指導者として2年以上活動し、所定の研修を経た者を「全国体験活動指導者認定委

員会」が認定する「自然体験活動リーダー」として登録する。

また、一般財団法人公園財団が認定するプロジェクトワイルドエドゥケーター、河川環境管理財団が認定するプロジェクトWE Tエドゥケーターの資格取得のための研修機会を提供する。

なお、資格取得に係る費用はナックが負担する。

附 則

(適用期日)

この規則は、平成25年4月1日から適用する。

(NAC LEADERSHIP DEVELOPMENT PROJECT)

## 特定非営利活動法人ナック「ナック・リーダー養成カリキュラム」

カリキュラム	方法	備考
A-1 ナック設立の趣意	講義	
A-2 ナック・リーダーの役割		
A-3 スタッフの役務		
B-1 青少年育成論	講義	DでのOJT
B-2-1 組織キャンプ概論		
B-2-2 プログラムの企画と立案		
B-3 自然体験活動の概念	講義・実技	
B-4 環境教育の概念	講義・実技	
B-5 対象の理解及び援助法	講義・実技	
B-6 グループワークの理論と実際	講義・実技	
B-7 レクリエーション原理	講義・実技	
B-8 人間関係論とコミュニケーションワーク	講義・実技	
B-9 リスクマネジメント	講義・実技	
C-1 ASE体験	実技	
C-2 自然体験活動の実際と諸活動	実技	
C-3 環境教育プログラム	実技	
C-4 グループワークの実際	実技	
C-5 レクリエーションの技能	実技	
C-6 野外生活技術	実技	
C-7 救急法	実技	
D-1 当該年度に実施する事業の理解		
D-2 当該年度に実施する事業への参画		